五　理事（法第二十一条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九　金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十　前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一　取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二　担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三　αを独自に推計している場合には、第五十六条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

（変更に係る届出）

第五十六条の四の四　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十六条の四の五　農林水産大臣及び金融庁長官は、標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、前条第一項第二号の届出を怠ったとき又は同項第三号に該当するときは、第五十六条の四第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十六条の四の六　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合には、すべての派生商品取引又はすべての長期決済期間取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポージャー方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又は長期決済期間取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第七十五条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第八十四条第二項第三号中「（法第二十一条に規定する理事をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十七条第一項及び第百二十一条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百三十四条第五項中「から第五十六条の四まで」を「から第五十六条の四の六まで」に、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」を「標準的手法」に、「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」を「内部格付手法」に改める。

6　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合であって、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十六条の四から第五十六条の四の六までの規定を準用するときは、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ（M）＝
$$\frac{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}$$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効$EE_{t_k} = \max(\text{実効}EE_{t_{k-1}}, EE_{t_k})$

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

第百四十二条第五項中「から第五十六条の四まで」を「から第五十六条の四の六まで」に、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」を「標準的手法」に、「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」を「内部格付手法」に改める。

第二百二十条中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第二百三十七条第二項中「から第五十六条の四まで」を「から第五十六条の四の六まで」に、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」を「標準的手法」に、「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」を「内部格付手法」に改める。

第二百五十五条第一項、第二百七十七条第一項、第二百八十六条第一項及び第二百九十三条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百三十五条に次の二項を加える。

○総務省告示第二百五十八号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項の規定により、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

総務大臣　原口　一博

別表17中「（設備規則第48条第2項のレーダー及び同条第3項のレーダー）」を削り、同17を同表18とし、同表中14から16までを一つずつ繰り下げ、同表13中「9に同じ。」を「13に同じ。」に改め、同13を同表14とし、同表中12を13とし、11を12とし、同表10(1)中「7(3)に同じ。」を「9(3)に同じ。」に改め、同10(2)中「7(4)に同じ。」を「9(4)に同じ。」に改め、同10を同表11とし、同表中5から9までを一つずつ繰り下げ、同表4の次に次のように加える。